

奨学金名	SGH財団奨学金/ SGH Foundation Scholarship		
財団・寄付者	公益財団法人 SGH財団		
目的	日本の大学もしくは大学院に在学する東南アジア諸国からの優秀な私費外国人留学生への奨学金支援を行い、次の世代を担う東南アジアの人材育成に寄与すること。		
給付額	120,000 円/月		(学部)
	180,000 円/月		(大学院)
給付回数	12 回		
奨学金対象期間	2027年4月 から		学部：最長3年間、博士：最長2年間（標準修業年限内に限る）
推薦予定人数	2 名程度		(学部1名/大学院1名)
募集人数	全国16 名		
応募資格 (全て該当する者)	国籍	ASEAN加盟国（フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、東ティモール）・正規生のうち在留資格が「留学」の者	
	セメスター *2027年4月時点	学部生	✓3セメ(4月入学生のみ)
		大学院生	博士： ✓3セメ（4月入学生のみ）
	他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者	
		APUから他の奨学金に推薦中でない者	
	学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「学外奨学金 大学推薦選考について」を参照。	
その他資格	(1) 2027年4月1日現在において、学部生は2年次に進学する27歳未満の者、大学院生（博士課程）2年次に進学する35歳未満の者。 (2) 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。 (3) 他の奨学金を受給していない者 (4) 奨学金給付期間中において、財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者（2027年10月下旬頃開催予定） (5) 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者 (6) 応募時および奨学金受給期間に日本国内に居住している者		
奨学団体による 義務・決まり	【1. 奨学金の休止・停止及び期間の短縮】 給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。 (1) 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。 (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適正を欠くと認められるとき。 【2. 奨学金の復活】 上記1により、奨学金の給付が休止もしくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。 【3. 奨学金の打ち切り】 奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打切ることができる。 (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。 (2) 大学もしくは大学院において懲戒処分を受け、成業の見込みがないと判断されるとき。 (3) 申請時と異なる大学もしくは大学院に転学又は進学したとき。ただし、指導教員の転勤等により奨学生が転学又は進学する場合を除く。 (4) その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。 【4. 転退学】 奨学生が退学又は他の大学もしくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。 【5. 返納】 奨学金の給付後において、上記1、3、又は4の各号の事由が生じていたことが判明した場合は、既に給付した奨学金の全部または一部は返納させることができる。 【6. 報告書の提出】 本財団が、奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。 【7. 届け出の義務】 奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、保証人又は家族から届け出なければならない。 (1) 傷病、その他の事故により、1ヵ月以上欠席するとき。 (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。 (3) 他の奨学期間から給付を受けるとき。 (4) 本人、家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。 (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。		
	大学推薦の申請スケジュール	2026年10月19日（月）16：30締切 詳細は「学外奨学金 大学推薦選考について」を参照。	
	学内1次審査結果	2026年10月28日スチューデントポータル	
	学内2次審査（面接）	2026年11月4日	
	奨学金団体への推薦締切	2027年4月中旬頃	
	奨学金団体による面接	なし	
	奨学金財団からの採否通知	2027年5月中旬頃	
	問い合わせ先	スチューデント・オフィス 学外奨学金担当 メールアドレス：apuschi@apu.ac.jp	